

ktk

第53期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年11月13日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 名古屋市中区丸の内二丁目5番10号
アイリス愛知 2階 コスモス

昨年とは開催場所が異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。

第53期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- ご来場の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ケイティケイ 株式会社

証券コード 3035

証券コード3035
2024年10月24日
(電子提供措置の開始日 2024年10月22日)

株 主 各 位

名古屋市東区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
代表取締役社長 青山英生

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ktk.gr.jp/ir/library>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【ネットで招集】

<https://s.srdb.jp/3035/>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年11月12日(火曜日) 午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月13日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目5番10号
アイリス愛知 2階 コスモス
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2023年8月21日から2024年8月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2023年8月21日から2024年8月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記事項を除いております。したがって、当該書面は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
 - ② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
 - ③ 連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表及び個別注記表
- ◎本株主総会にかかる株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主懇談会開催のお知らせ
本総会終了後、同会場にて株主懇談会を開催いたします。なお、今後の状況により、変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ktk.gr.jp/>）にてご案内いたします。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へご出席 ●



株主総会開催日時

2024年11月13日(水曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時30分)

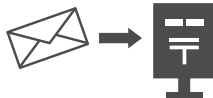
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面によるご行使 ●

行使期限

2024年11月12日(火曜日)
午後5時45分到着分まで

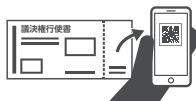


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年11月12日(火曜日)
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年11月12日(火曜日)
午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

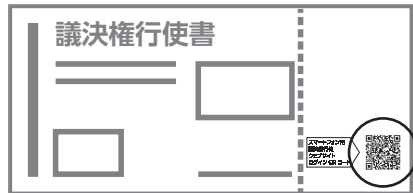
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

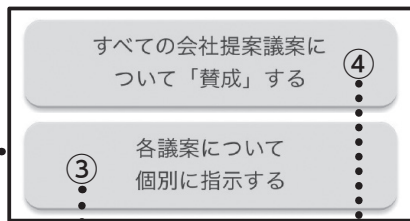


※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する

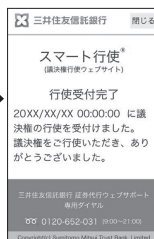


画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する

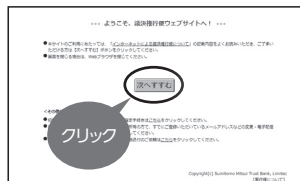


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

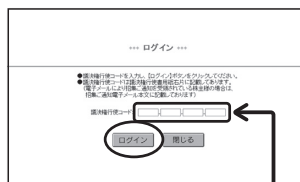
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



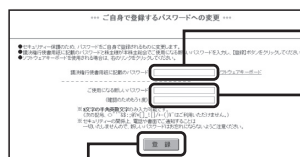
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		候補者氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	あお やま ひで お 青 山 英 生	代表取締役社長	17回／17回 (100%)
2	再任	か さい ひろ ゆき 葛 西 裕 之	専務取締役管理本部長 兼グループ戦略本部長	17回／17回 (100%)
3	再任	すず き ひろ き 鈴 木 宏 紀	取締役営業本部長	17回／17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>あお やま ひで お 青山英生 (1964年10月8日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社東海銀行入行 (現株式会社三菱UFJ銀行)</p> <p>1993年3月 株式会社青雲クラウン入社</p> <p>2004年9月 同社代表取締役社長(現任)</p> <p>2010年8月 当社社外取締役</p> <p>2012年8月 当社代表取締役副社長</p> <p>2012年11月 当社代表取締役社長</p> <p>2013年8月 S B Mソリューション株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年6月 当社代表取締役会長</p> <p>2018年8月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年8月 当社代表取締役会長兼社長 同 S B Mソリューション株式会社 代表取締役会長(現任)</p> <p>2020年3月 株式会社エス・アンド・エス 代表取締役社長(現任)</p> <p>2020年11月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2022年3月 株式会社イコリス代表取締役会長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン代表取締役社長 S B Mソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 株式会社エス・アンド・エス代表取締役社長 株式会社イコリス代表取締役会長</p>	146,131株
<p>【取締役候補者とした理由】 2012年11月に当社の代表取締役社長に就任し、グループ会社の経営及び事業創造にも携わり豊富な経験と実績をもとに優れた経営執行能力を有しております。引き続き当社における経営判断の統括を適切に遂行できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div data-bbox="269 435 329 458" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> か さい ひろ ゆき 葛 西 裕 之 (1967年3月14日生)	1991年 4 月 鹿島建設株式会社入社 2005年 7 月 株式会社ラ・プラス企画管理部長 (現アサヒサンクリーン株式会社) 2006年 2 月 同社取締役企画管理部長 2008年 5 月 同社代表取締役社長 2015年 7 月 アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役専務 2017年 4 月 同社代表取締役社長 2018年 4 月 サンネットワークリブ株式会社 代表取締役社長 2019年 3 月 東山株式会社 常務執行役員フロンティア事業部長 2020年 6 月 当社執行役員グループ戦略本部長 2020年11月 当社専務取締役グループ戦略本部長 2021年 8 月 当社専務取締役管理本部長 兼グループ戦略本部長 (現任)	24,722株
<p>【取締役候補者とした理由】 グループ経営に関する深い知見を有しており、管理本部長、グループ戦略本部長として当社グループの企業価値向上に貢献しております。引き続き中期経営計画に従い持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	再任 すず き ひろ き 鈴木宏紀 (1978年9月27日生)	2001年4月 株式会社中京医薬品 入社 2002年9月 当社入社 2016年8月 当社大阪支店長 2020年8月 当社営業副本部長 2022年8月 当社執行役員営業本部長 2022年11月 当社取締役営業本部長(現任)	2,528株
<p>【取締役候補者とした理由】 営業経験をもとに優れたマーケティング能力を有しており、各種営業施策を実行し、当社の企業価値向上に貢献しております。引き続き当社の持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 重要な兼職の状況に記載の株式会社青雲クラウン、S B Mソリューション株式会社及び株式会社イコリスは、当社の完全子会社であり、株式会社キタブツ中部及び株式会社エス・アンド・エスは当社の孫会社であります。
3. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、青山英生、葛西裕之、鈴木宏紀の各氏との間で同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決され各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		候補者氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	新任	たけ い おさむ 武 井 修	取締役	17回／17回 (100%)	—
2	再任 社外 独立	おお ば たか ひこ 大 庭 崇 彦	取締役監査等委員	17回／17回 (100%)	14回／14回 (100%)
3	新任 社外 独立	ご とう もゆる 後 藤 もゆる	—	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	新任 たけ い おさむ 武 井 修 (1959年7月8日生)	1983年 4月 株式会社中央相互銀行入行 (現株式会社愛知銀行) 1989年 3月 株式会社青雲クラウン入社 2012年 8月 同社専務取締役 2012年11月 当社取締役 2017年 7月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 2020年 8月 当社取締役管理本部長 2021年 8月 当社取締役（現任） 2024年 8月 株式会社青雲クラウン顧問（現任）	10,438株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社グループ会社の管理本部長を歴任し、財務、会計、人事、労務に関する深い知見を有し、当社の企業価値向上に貢献しております。監査等委員として当社の持続的な成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>再任 <input checked="" type="checkbox"/>社外 <input checked="" type="checkbox"/>独立 <small>おおば たか ひこ</small> 大庭 崇彦 (1981年4月30日生) </p>	<p>2006年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所</p> <p>2010年 7月 公認会計士登録</p> <p>2011年 5月 大庭崇彦 公認会計士事務所設立 (現任)</p> <p>2011年 7月 税理士登録</p> <p>2011年10月 株式会社Bridge 創業 代表取締役COO (現ブリッジコンサルティンググループ株式会社)</p> <p>2021年 1月 株式会社テトラワークス 創業 代表取締役 (現任)</p> <p>2021年 3月 コロンビア・ワークス株式会社社外監査役 (現社外取締役 (監査等委員)) (現任)</p> <p>同 南富士有限責任監査法人グループ設立 理事長 (現任)</p> <p>2022年 1月 株式会社ユナイテッド・フロント・パートナーズ社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2022年11月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2023年 1月 株式会社ハンモック 社外監査役 (現任)</p> <p>同 MINAMI FUJI ASIA PACIFIC SINGAPORE PTE LTD Director (現任)</p> <p>2024年 8月 株式会社IKホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社テトラワークス 代表取締役 南富士有限責任監査法人 理事長</p>	6,900株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 税理士及び公認会計士としての専門知識及びIT・DXに関する知見を有しており、当社の企業価値向上に資することを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 新任 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px; margin-left: 5px;"> 社外 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;"> 独立 </div> ごとう 後藤 もゆる (1971年5月9日生)	2004年10月 日本弁護士連合会に弁護士 登録 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）入会 2008年10月 後藤武夫法律事務所入所 2015年7月 MICS化学株式会社 社外取締役 2018年1月 後藤・鈴木法律事務所パートナー就任 2023年1月 弁護士法人後藤・鈴木法律事務所設立 （現 弁護士法人後藤・木河法律事務所） 同事務所パートナー弁護士就任（現任） 同 株式会社シイエム・シイ 社外監査役 （現任） 重要な兼職の状況 弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー弁護士	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>弁護士としての法律知識や豊富な経験に基づく助言等により、当社のコンプライアンス体制の充実に資することを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大庭崇彦氏は、監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、監査等委員が期待される役割を十分に発揮できるよう、大庭崇彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。大庭崇彦氏の再任が承認された場合、並びに新任取締役候補者の武井修及び後藤もゆるの両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続または締結する予定であります。
4. 当社は、候補者の独立性が保たれており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、本議案が承認可決されることを条件に、大庭崇彦及び後藤もゆるの両氏を当社が株式を上場している東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、武井修及び大庭崇彦の両氏との間で同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。大庭崇彦氏の再任が承認された場合、または新任取締役候補者の武井修及び後藤もゆるの両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続または締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決され各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
7. 新任取締役候補者の後藤もゆる氏の戸籍上の氏名は「児堀もゆる」であります。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）4名に対して、役員賞与総額5,100千円を支給することといたしたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与支給については、事業報告「4.会社役員に関する事項（5）①役員報酬等の内容の決定に関する基本方針」に基づき、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査等委員会から役員賞与支給額は相当である旨の意見を得ております。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を含む）が有する知見、専門性、経験（スキルマトリックス）は、以下のとおりであります。

	氏名	属性	役職	企業 経営	製造 品質管理	営業 マーケティング	財務会計 M&A	IT・ DX	人事労務 人材開発	法務 リスク 管理
取締役	青山 英生	指名・報酬委員会	代表取締役社長	○	○	○		○		
	葛西 裕之		専務取締役 管理本部長 兼グループ戦略本部長	○			○		○	
	鈴木 宏紀		営業本部長	○		○				
監査等委員	武井 修		常勤監査等委員	○			○		○	
	大庭 崇彦	指名・報酬委員会 独立 社外		○			○	○		
	後藤もゆる	指名・報酬委員会 独立 社外		○					○	○

※ 「IT・DX」領域については、外部専門家とも連携し、職務執行が十分機能する体制を構築しております。

以上

事業報告

(2023年8月21日から
2024年8月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって緩やかな回復がみられたものの、資源価格の高騰や物価の上昇基調など先行き不透明な事業環境が続いております。

このような状況の中、当社グループはビジョンである「Change the office mirai」の実現と中長期の成長を目指して策定した中期経営計画「Growth Plan」に沿って、サプライ事業を基盤事業、ITソリューション事業を成長事業と位置付け、グループ会社を挙げて重点施策を推進してまいりました。

サプライ事業においては、利益率の高い自社製品の拡販を進めるべく、新規営業活動に注力しました。また、株式会社イコリス及び東海桜井株式会社のグループ会社化により、ITソリューション事業も堅調に推移しました。さらに、年金資産の運用が好転し、退職給付費用減少に伴う販売費及び一般管理費の減少も利益増に繋がりました。

これらの結果、売上高は18,109,789千円(前連結会計年度比2.8%増)、営業利益は383,413千円(前連結会計年度比6.1%増)、経常利益は488,746千円(前連結会計年度比4.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は345,327千円(前連結会計年度比11.3%増)となりました。

セグメント別の業績は次の通りであります。

(サプライ事業)

自社製品及び商品の拡販が堅調に推移したことにより、前年同期比で増収増益となりました。

これらの結果、売上高は14,367,089千円(前連結会計年度比1.3%増)、セグメント利益は813,861千円(前連結会計年度比2.5%増)となりました。

(ITソリューション事業)

2024年2月に新しくグループインした、スキャンサービスなどを展開する東海桜井株式会社が、ITソリューション事業の伸長に貢献しました。また、株式会社イコリスのデジタルマーケティングを活かしたEC事業の成長もあり、売上・利益が増加しました。

これらの結果、売上高は3,742,700千円(前連結会計年度比9.0%増)、セグメント利益は140,511千円(前連結会計年度比9.7%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において、新たなECサイトの開発等により、総額195百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社連結子会社のS B Mソリューション株式会社は、2024年2月29日付で東海桜井株式会社の全株式を取得しております。

(8) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって引き続き緩やかな回復の動きが期待される一方で、資源価格の高騰や物価上昇等の影響により、先行き不透明な状況が続くことが懸念されております。

このような状況の中、グループビジョンとして掲げる「Change the office mirai」の実現に向け、当社グループは2025年8月期から2027年8月期までの3カ年の新中期経営計画「Growth Plan 2027」を公表いたしました。基盤事業であるリサイクルトナーや文具事務用品などのサプライ事業の堅守、及び成長事業である顧客のDX推進を支援するITソリューション事業の拡大をグループ一丸となって進めるべく、新中期経営計画の基本方針として「顧客基盤の活用と強化」、「事業ポートフォリオの転換」の2つを掲げ、力強い成長を目指して取り組んでまいります。

サプライ事業においては、自社ECサイト「YORIDORI」をプラットフォームとした新たな顧客参画型のリサイクルトナー循環システム「サステナブルパートナープログラム」の提案活動に注力し、さらなる拡販に努めてまいります。成長事業と位置付けるITソリューション事業においては、複合機販売を起点とした提案型ビジネスへの注力に加えて、デジタルマーケティングを駆使したEC事業の拡大を進めてまいります。また、当社グループの事業価値でもあるサステナビリティへの取り組みについては、サステナビリティ基本方針として「事業活動と経営戦略の中心にSDGsの理念を据えて持続可能な社会の実現に貢献してまいります」と定め、重要課題（マテリアリティ）を「環境貢献」「DX」「人材育成・ダイバーシティ」「経営基盤強化」と特定しております。

今後も当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応しつつ、企業価値向上に邁進するとともに、経営資源の最適な配分を行い、コーポレートガバナンスの強化と持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第50期 (2021年8月期)	第51期 (2022年8月期)	第52期 (2023年8月期)	第53期 (当連結会計年度 2024年8月期)
売上高 (千円)	17,285,817	17,198,918	17,611,835	18,109,789
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	333,019	315,335	310,193	345,327
1株当たり当期純利益 (円)	62.04	58.54	57.26	63.50
総資産 (千円)	8,446,516	8,378,262	8,452,938	8,866,585
純資産 (千円)	3,405,203	3,618,528	3,876,084	4,210,578

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株式会社青雲クラウン	100,000	100.00	文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売
S BMソリューション株式会社	10,000	100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務
株式会社キタブツ中部	40,000	間接所有 100.00	ロジスティック事業及び倉庫業
株式会社エス・アンド・エス	10,000	間接所有 100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務
株式会社イコリス	10,000	100.00	ネットビジネスのアルゴリズム解析、デジタルマーケティング、EC事業、EC運営支援
東海桜井株式会社	10,000	間接所有 100.00	CAD・図面管理、ITソリューション

- (注) 株式会社キタブツ中部及び株式会社エス・アンド・エスは株式会社青雲クラウン、東海桜井株式会社はS BMソリューション株式会社を通じての間接所有となっております。

(11) 主要な事業内容 (2024年8月20日現在)

当社グループは、当社及び連結対象会社（株式会社青雲クラウン、S B Mソリューション株式会社、株式会社キタブツ中部、株式会社エス・アンド・エス、株式会社イコリス、東海桜井株式会社）で構成され、「Change the office mirai」をビジョンに掲げ、お客様の働く環境を変えることを使命としております。その実現のために新しいビジネスモデルを構築し、リサイクル商品（リパクトナー等）、OAサプライ商品（トナーカートリッジ等）、文具事務用品、ITソリューション商品（ドキュメント、PC環境等）のオフィス関連商品の生産、仕入、物流、販売を主な事業としております。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

① 当社

事業者向けに、以下の商品群の販売を行っております。

(リサイクル商品)

- | | |
|----------|--------------------------|
| ・リパクトナー | トナーカートリッジのリユースリサイクル |
| ・リパックリボン | インクリボンのリユースリサイクル |
| ・リパックインク | インクカートリッジのリユースリサイクル |
| ・リパックジェル | ジェルジェットプリンター専用のリユースリサイクル |

上記商品については、お客様からお預かりした使用済みのトナーカートリッジ等を、単品再生履歴管理のもとにリユースリサイクル(再生加工)し、元のお客様にお届けする当社独自の「リパックシステム」を採用しております。なお、リサイクル商品で即納を希望されるお客様に対しましては、作り置き在庫から出荷するプールタイプで対応しております。

(OAサプライ商品)

- | | |
|------------|--|
| ・トナーカートリッジ | OA機器やオフィスで使用する消耗品
レーザープリンター、マルチファンクションプリンター、
普通紙FAX等印字用消耗品 |
| ・インクリボン | ドットプリンター及びサーマルプリンター印字用消耗品 |
| ・インクカートリッジ | インクジェットプリンター印字用消耗品 |
| ・OA汎用紙 | OA汎用紙、再生PPC用紙、カラーPPC用紙 |

- (ITソリューション商品) PC、ソフトウェアを含むDX推進を支援する商品
- ・ドキュメント 複合機、電子文書管理、OCR、スキャン
 - ・PC環境 PC、モバイルPC、WEB会議、デジタルホワイトボード
 - ・ネットワーク 通信回線、ルータ、UTM、ネットワークカメラ、HP制作

(その他)

オフィス向け会員制ECサイト「YORIDORI(ヨリドリ)」を通じたオフィス関連商品等の販売

②株式会社青雲クラウン

文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売並びに「オフィス購買システム」の提案、販売を行っております。

③S B Mソリューション株式会社

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

④株式会社キタブツ中部

ロジスティック事業及び倉庫業を行っております。

⑤株式会社エス・アンド・エス

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

⑥株式会社イコリス

ネットビジネスのアルゴリズム解析、デジタルマーケティング、EC事業、EC運営支援に係る業務を行っております。

⑦東海桜井株式会社

図面用消耗品販売、図面用製本の作成、図面・書類のスキャン・電子化、CAD・プロッター等の機器・システムの販売、複合機等 OA 機器のレンタルに係る業務を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場（2024年8月20日現在）

① 当社

本 社	名古屋市東区泉二丁目3番3号	
名古屋支店	名古屋市東区泉二丁目3番3号	
東京支店	東京都千代田区内神田一丁目4番10号	ATS大手町ビル8階
関西支店	大阪府中央区南船場一丁目13番14号	南船場スクエアビル4階
営業所	札幌営業所（札幌市中央区）	青森営業所（青森市長島）
	仙台営業所（仙台市太白区）	千葉営業所（千葉市中央区）
	埼玉営業所（さいたま市南区）	横浜営業所（横浜市西区）
	静岡営業所（静岡市駿河区）	浜松営業所（浜松市中央区）
	松本営業所（松本市白板）	富山営業所（射水市流通センター）
	三重営業所（四日市市鶉の森）	岐阜営業所（岐阜市江添）
	広島営業所（広島市西区）	福岡営業所（福岡市博多区）
	松山営業所（松山市小栗）	

配 送 所 小牧物流センター（小牧市大字上末） 駒ヶ根物流センター（駒ヶ根市下平）

工 場 春日井工場（春日井市惣中町） 駒ヶ根工場（駒ヶ根市下平）

（注）2024年6月3日付で、大阪支店と京都営業所を統合し、「関西支店」に組織変更しております。

② 連結対象会社

イ. 株式会社青雲クラウン

本社・名東本部 名古屋市名東区社台三丁目241番地

長野支店 長野市篠ノ井御幣川西側459番地6

営業所 岐阜営業所（岐阜市江添） 三重営業所（津市半田池町）

豊橋営業所（豊橋市多米西町）

ロ. S B Mソリューション株式会社

本 社 名古屋市中川区八熊一丁目10番16号

営業所 岐阜営業所（岐阜市江添）

ハ. 株式会社キタブツ中部

本 社 小牧市大字上末2488番地9

二. 株式会社エス・アンド・エス
本 社 瀬戸市共栄通四丁目37番地

ホ. 株式会社イコリス
本 社 名古屋市中村区名駅二丁目38番2号

ハ. 東海桜井株式会社
本 社 名古屋市西区こも原町23番地

(13) 従業員の状況 (2024年8月20日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
302名	+6名

(注) 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名、嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数129名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
175名	±0名	40.9才	12.5年

(注) 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名、嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数64名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (2024年8月20日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	255,034
株式会社中京銀行	205,500
株式会社愛知銀行	111,674

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年8月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,725,000株（自己株式281,313株を含む）
 (3) 株主数 2,042名
 (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
青 雲 堂 株 式 会 社	1,024,600	18.82
名 古 屋 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	399,000	7.33
い ず も 産 業 株 式 会 社	236,800	4.35
川 島 和 之	230,000	4.23
青 山 知 広	170,000	3.12
青 山 英 生	146,131	2.68
青 山 深 雪	130,000	2.39
厚 東 和 寿	100,000	1.84
中 西 京 子	89,700	1.65
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	80,000	1.47
青 山 智 子	80,000	1.47
橋 本 佳 世	80,000	1.47

- (注) 1. 当社は、自己株式281,313株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区 分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	当社普通株式 16,553株	4名

- (注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役に上記株式報酬を付与していません。
 2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項 (5) ①役員報酬等の内容の決定に関する基本方針」に記載しております。
 3. 当社は、2021年11月12日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2024年8月20日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	青 山 英 生	株式会社青雲クラウン代表取締役社長 S B Mソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 株式会社エス・アンド・エス代表取締役社長 株式会社イコリス代表取締役会長
専 務 取 締 役	葛 西 裕 之	管理本部長兼グループ戦略本部長
取 締 役	武 井 修	株式会社青雲クラウン専務取締役
取 締 役	鈴 木 宏 紀	営業本部長
取締役（常勤監査等委員）	赤 羽 聡	
取締役（監査等委員）	鈴 木 智 洋	鈴木・久保田法律事務所 代表弁護士
取締役（監査等委員）	大 庭 崇 彦	株式会社テトラワークス代表取締役 南富士有限責任監査法人 理事長

- (注) 1. 重要な会議への出席、内部監査担当との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、赤羽聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役のうち鈴木智洋及び大庭崇彦の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役のうち鈴木智洋及び大庭崇彦の両氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
4. 取締役の大庭崇彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 山吹依生氏は、2023年11月8日開催の第52期定時株主総会終結のときをもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役鈴木智洋及び大庭崇彦の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役（監査等委員である取締役を含む）との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社及び子会社の役員及び執行役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。また、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

i 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の内容の決定に際しては、各職責に見合った適正な水準とすることを基本方針とする。なお、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬である賞与及び非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）である譲渡制限付株式報酬、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、固定報酬のみにより構成し、毎期の持続的な業績向上に加えて中長期的な成長を動機づける設計とする。

ii 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

社内内規に基づき、役付ごとに月額報酬の上限を定め、この上限内で当社の業績、経済情勢及び在任期間等を考慮して、指名・報酬委員会の審議を踏まえて取締役会において個人別の報酬等の額を決定する。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、社内内規に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定する。

iii 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の業績連動報酬及び非金銭報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

<業績連動報酬（賞与）>

月額報酬の1ヶ月程度を目安に当社の業績を総合的に勘案して総額を決定し、株主総会の承認を経た後一定の時期に支給する。個人別の報酬等の額については、各役員 の役割、貢献度、従業員の支給月数等を総合的に判断し、指名・報酬委員会の審議を踏まえて取締役会において決定する。

<非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）>

対象取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役）に対して当社より支給される金銭報酬債権の一部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける類型の「事前交付型リストラクテッド・ストック」とする。対象取締役が株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、付与される当社株式に対して譲渡制限期間を設定する。交付する株式数は、次の定める方法により算定する。

交付株式数＝交付基準額（月額報酬×役位倍率）÷株価

※株価 発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定する。

iv 固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の構成比率は、上記iの基本方針に則り短期業績ではなく、中長期的な成長を動機づけるため固定報酬に比重を置き、概ね固定報酬：業績連動報酬（賞与）：非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）＝80%：10%：10%とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	76,036 (一)	61,466 (一)	5,100 (一)	9,469 (一)	5 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,160 (7,680)	14,160 (7,680)	— (一)	— (一)	3 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議により、月額25,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、4名となります。また、2021年11月12日開催の第50期定時株主総会決議により、別枠で譲渡制限付株式の付与のため金銭報酬の総額として、年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、5名となります。
2. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議により、月額3,500千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）となります。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額となります。
4. 上記以外に、2021年11月12日開催の第50期定時株主総会において、「役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件」が承認可決され、今後実際の退任日に支給されます。その支給予定額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名40,620千円、監査等委員である取締役2名12,091千円（うち社外取締役1名2,309千円）となります。なお、当該金額は、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額の総額となります。
5. 当事業年度中の退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名に対して6,010千円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容と役員報酬等の内容の決定に関する基本方針の整合性等を確認し、取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定方法は、月額報酬の1ヶ月程度を目安に当社の業績、各役員の役割、貢献度、従業員の支給月数等を総合的に判断し、指名・報酬委員会において検討し取締役会に答申し、取締役会において決定しております。なお、前事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く）5名に対して、役員賞与総額6,900千円を支給しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、社外取締役（監査等委員）鈴木智洋氏が代表弁護士を務める鈴木・久保田法律事務所の弁護士鈴木真理氏と顧問弁護士契約を締結しております。
- ・当社と社外取締役（監査等委員）大庭崇彦氏が代表を務める株式会社テトラワークス及び南富士有限責任監査法人との間に、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	鈴木智洋	当事業年度開催の取締役会17回中16回に出席し、また、監査等委員会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、必要な発言を行い重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	大庭崇彦	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、税理士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、必要な発言を行い重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の監査証明業務に基づく報酬	20,000千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査業務に基づく報酬	一千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等総合的に判断し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項であるため、必要性、合理性を踏まえ今後も検討を継続してまいります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、①株主に対する利益還元、②経営基盤の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の確保、③当社従業員に対する還元の3つを基本方針としております。このような方針に基づき、配当につきましては、内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うこととしております。

内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、システム開発等に戦略的に投資し、長期的な競争力の向上と財務体質の強化を目指してまいります。

また、自己株式の活用についても、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために財務状況を勘案しながら検討してまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき8円とさせていただきました。なお、中間配当1株につき8円とあわせて当期の年間配当金は16円（前期15円）となります。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,752,993	流動負債	4,168,032
現金及び預金	2,262,092	支払手形及び買掛金	1,543,996
受取手形	284,646	電子記録債務	1,144,667
売掛金	2,300,389	短期借入金	852,666
商品及び製品	675,182	未払法人税等	82,915
原材料及び貯蔵品	115,786	賞与引当金	78,604
その他	116,709	役員賞与引当金	15,720
貸倒引当金	△1,813	株主優待引当金	17,306
固定資産	3,113,592	その他	432,155
有形固定資産	1,594,993	固定負債	487,974
建物及び構築物	364,173	長期借入金	44,428
機械装置及び運搬具	36,792	繰延税金負債	75,606
土地	1,150,441	役員退職慰労引当金	37,647
その他	43,586	退職給付に係る負債	143,923
無形固定資産	345,501	資産除去債務	1,920
のれん	193,779	その他	184,449
ソフトウェア	130,446	負債合計	4,656,007
その他	21,274	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,173,097	株主資本	4,000,389
投資有価証券	619,015	資本金	294,675
退職給付に係る資産	197,681	資本剰余金	667,210
繰延税金資産	10,004	利益剰余金	3,142,294
保険積立金	106,155	自己株式	△103,790
その他	241,373	その他の包括利益累計額	210,189
貸倒引当金	△1,132	その他有価証券評価差額金	210,189
		純資産合計	4,210,578
資産合計	8,866,585	負債純資産合計	8,866,585

連結損益計算書

(2023年8月21日から
2024年8月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		18,109,789
売上原価		13,872,627
売上総利益		4,237,162
販売費及び一般管理費		3,853,749
営業利益		383,413
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,545	
仕入割引	41,354	
受取家賃	45,150	
その他	9,053	121,103
営業外費用		
支払利息	6,213	
不動産管理費	8,953	
その他	604	15,771
経常利益		488,746
特別利益		
投資有価証券売却益	40,130	
その他	804	40,935
特別損失		
固定資産除却損	242	
保険解約損	77	319
税金等調整前当期純利益		529,361
法人税、住民税及び事業税	188,138	
法人税等調整額	△4,103	184,034
当期純利益		345,327
親会社株主に帰属する当期純利益		345,327

貸借対照表

(2024年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,565,817	流動負債	1,977,003
現金及び預金	1,072,582	電子記録債権	166,110
受取手形	116,250	買掛金	724,048
売掛金	1,147,953	短期借入金	745,030
商品及び製品	111,568	未払金	72,864
原材料及び貯蔵品	94,249	未払費用	95,903
前払費用	17,259	未払法人税等	49,972
その他金	6,423	預り金	5,628
貸倒引当金	△469	賞与引当金	74,251
固定資産	2,694,502	役員賞与引当金	5,100
有形固定資産	1,035,346	株主優待引当金	17,306
建物	238,179	その他	20,787
構築物	9,831	固定負債	127,255
機械及び装置	23,520	長期借入金	21,678
車両運搬具	0	繰延税金負債	27,648
工具、器具及び備品	15,074	長期未払金	52,712
土地	748,740	資産除去債務	1,920
無形固定資産	147,074	長期預り保証金	23,295
ソフトウェア	125,938	負債合計	2,104,259
その他	21,136	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,512,081	株主資本	3,119,479
投資有価証券	96,716	資本金	294,675
関係会社株式	988,380	資本剰余金	667,210
出資	40	資本準備金	505,325
従業員貸付金	3,322	その他資本剰余金	161,885
関係会社長期貸付金	80,000	利益剰余金	2,260,981
破産更生債権等	98	利益準備金	40,543
長期前払費用	29,172	その他利益剰余金	2,220,438
保険積立金	91,309	別途積立金	1,000,000
差入保証金	24,436	繰越利益剰余金	1,220,438
前払年金費用	197,681	自己株式	△103,387
その他	1,022	評価・換算差額等	36,581
貸倒引当金	△98	その他有価証券評価差額金	36,581
資産合計	5,260,320	純資産合計	3,156,061
		負債純資産合計	5,260,320

損益計算書

(2023年8月21日から
2024年8月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,256,006
売上原価		6,318,751
売上総利益		1,937,255
販売費及び一般管理費		1,688,360
営業利益		248,895
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,884	
受取家賃	39,726	
業務受託料	20,060	
その他の	7,776	95,447
営業外費用		
支払利息	3,276	
不動産管理費	7,984	
その他の	604	11,865
経常利益		332,476
特別利益		
投資有価証券売却益	7,149	7,149
特別損失		
固定資産除却損	0	
保険解約損	77	77
税引前当期純利益		339,549
法人税、住民税及び事業税	103,715	
法人税等調整額	△1,697	102,017
当期純利益		237,532

連結計算書類に係る会計監査人 監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月30日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

桑名事務所

指定社員 公認会計士 岩田 哲也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩田 有司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2023年8月21日から2024年8月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイティケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人 監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月30日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

桑名事務所

指定社員 公認会計士 岩田 哲也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩田 有司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2023年8月21日から2024年8月20日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会 監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月21日から2024年8月20日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月1日

ケイティケイ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 赤 羽 聡 ㊟

監査等委員 鈴 木 智 洋 ㊟

監査等委員 大 庭 崇 彦 ㊟

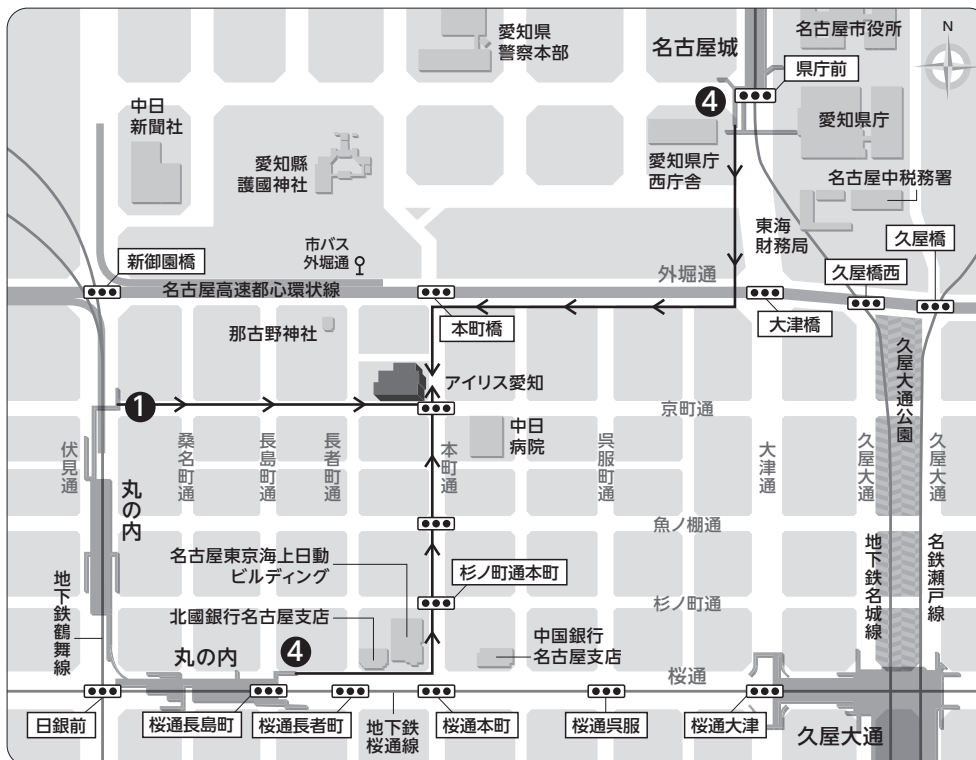
(注) 監査等委員鈴木智洋及び大庭崇彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

場所

名古屋市中区丸の内二丁目5番10号 アイリス愛知 2階 コスモス
【TEL】052-223-3751 (代表)

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



※会場の駐車場は限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

交通



桜通線 「丸の内駅」 ④番出口より徒歩8分
鶴舞線 「丸の内駅」 ①番出口より徒歩8分
名城線 「名古屋城駅」 ④番出口より徒歩8分



名古屋駅バスターミナル
(8番のりば) より
「外堀通」下車すぐ